

給与支払報告書はインターネットからの提出が便利です！

地方税の電子申告システム（eLTAX：エルタックス）を利用することで自宅や事業所のパソコンから各種書類の提出・納税を行うことができます。

■利用のメリット

- ・給与支払報告書を個別の電子データで作成可能。  
手書きで作成する作業を省略できます。対応する市販の税務会計ソフトよりデータを取り込むことで一括作成も可能です。
- ・特別徴収税額通知の電子データを受取可能。  
特別徴収税額通知（特別徴収義務者用、納税義務者用←NEW!）について、給与支払報告書を提出する際に、それぞれ電子データでの受取を選択することにより、書面に替えて電子データの受取が可能です。

令和6年度分より特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化が始まります。給与支払報告書作成の際、電子データでの受取を選択できるようになりました。受け取った電子データは社内メール等の電磁的方法により対象の従業員まで配布する必要があります。なお、電子データでの受取を選択した場合、書面での受取はできません。

- ・住民税の特別徴収税額等をインターネットから納税可能。  
特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データを取り込むことで自動入力できます。個別に手動入力も可能です。

■eLTAXを利用するには

- ・無料のeLTAX用ソフト「PCdesk」の導入が必要です（※）。  
※パソコン機器やインターネット接続環境、電子証明書などを事前にご準備いただく必要があります。これらの準備には費用が発生する場合があります。詳細につきましては、次の連絡先へお問い合わせください。

○ eLTAX ヘルプデスク  
受付時間：9:00～17:00(土日祝、年末年始を除く)  
電話番号：0570-081459  
※上記の番号で繋がらない場合：03-5521-0019  
○ eLTAX ホームページアドレス：https://www.eltax.lta.go.jp/

給与支払報告書の電子データによる提出義務について

令和6年度（令和5年分）に関しては、前々年（令和4年1月末）に税務署に提出すべき給与所得または公的年金等の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった支払者は、給与支払報告書について、eLTAXまたは光ディスク等により提出することが義務付けられています。

提出上の注意

見本

6 給与支払報告書

岐阜県各務原市長 宛 令和6年 月 日提出

給与の支払期間	令和	年		
給与支払者の個人番号又は法人番号				
給与支払者の所在地				

給与支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。個人番号を記入する際には、左側を1文字空けて、右詰で記入してください。

特別徴収税額を納入していただく際に、各務原市発行の納入書を使用されない場合は「不要」に○をつけてください。

**個人別明細書 記入上の注意**

> パートやアルバイト、期限付雇用の従業員等も原則、特別徴収となります。ただし、下記の「特別徴収できない理由」の①または②に該当する従業員の分につきましては、給与支払報告書を提出する際に、仕切り紙で理由を明示することにより、普通徴収にすることができます。

> 特別徴収できない方については、摘要欄に「普通徴収」と明記したうえで、下記を参考に提出してください。摘要欄に記載のない場合は原則、特別徴収となります。

**紙面により提出される場合**

「仕切り紙（退職者用）」の  名分に対象者の人数を記入してください。「仕切り紙（個人住民税を給与から徴収できない人用）」には、個人住民税を給与から徴収できない理由に該当する項目（a～d）の【 人】に人数を記入してください。

**eLTAXを利用して提出される場合**

普通徴収とする場合は、特別徴収できない理由を明示していただきます。給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に下記のa～dのいずれに該当するかを入力するとともに、画面下部の「普通徴収」欄にチェックを入力してください。

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	普通徴収	青色専従者	条約免除
円	円	円	円	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

b 給与支給されない月あり

**特別徴収できない理由**

① 「仕切り紙 個人住民税を給与から徴収できない人用」の理由 a～d に該当する場合

- 乙欄適用である
- 給与が支給されない月がある
- 事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）
- 退職予定者（5月末までに退職予定の者）

② 前年中に退職した者（仕切り紙 退職者用）

中途就職者がある場合に記入してください。また、前職分が加算されている場合には、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に、支払者名・給与等の支払金額・社会保険料等の金額・源泉徴収税額を記入してください。

対象者 (退職者を除く)	A+B+C	名	名	名	名
報告人員の合計					
納入書の送付	必要 ・ 不要				
所 轄 税務署	税務署				
は い ・ いいえ					
提出期限	令和6年1月31日				